

令和4年1月31日

障害児通所支援事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスへの対応に
ついて（その6）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、まん延防止重点措置が安城市に発
令されています。安城市では新規感染者数が増加しており、感染拡大防止の観点
から、見出しの件について下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願い
します。

記

1 代替的サービスについて

上記の理由により、放課後等デイサービス事業所等において代替的なサー
ビスによる支援を認めます。方法及び注意点については、厚生労働省通知「新
型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについ
て（令和3年9月22日事務連絡）」及び下記をご確認ください。

2 代替的なサービスを行う上での注意点（安城市）

（1） サービス提供前の提出物

「放課後等デイサービス等における代替サービスの提供について（本人
同意書）」（参考様式1参照）の写し

- （ア） 保護者から代替的サービスの希望があることが前提です。サービス
提供前に支援内容や利用者負担など十分な説明を行ってください。
- （イ） 以前、同意書の写しをご提出いただいている場合でも、支援内容等
に変更がある場合は、再度ご提出をお願いします。
- （ウ） やむを得ない理由でサービス提供前に提出することができなければ
可能な限り早く提出してください。

(2) 相談支援事業所担当者との情報共有

サービス提供前に相談支援事業所担当者へ情報提供をして下さい。

(3) 他事業所との情報共有

複数の事業所を利用されている利用者については、事業所間で情報共有をし、重複請求の無いようにして下さい。放課後等デイサービスまたは児童発達支援事業所同士だけでなく、日中一時支援事業所等との重複請求も認められませんので、保護者に他事業所利用の確認を十分に行ってください。

(4) サービス提供後の提出物

提供月の翌月10日までに以下2点を提出してください。

(ア) 児童発達支援または放課後等デイサービス 提供実績記録票

代替的サービスを行った日は備考に「コロナ代替」と記載してください。

(イ) 支援提供記録票

できるだけ詳細に記入してください。支援内容がいつも同じや極端に支援時間が短い日が続いている等があれば、個別に確認させていただきますのでご承知おきください。

(5) 請求事務について

通常通り国保連合会に請求してください。

3 有効期間

令和4年1月31日から当面の間

(本件を終了する場合は改めて通知をします。)

4 その他

(1) 新型コロナウイルス陽性者や体調不良者は療養することが優先と考えますので、代替的サービスであっても支援は認められません。

(2) 国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係

電 話 0566-71-2259 (直通)

F A X 0566-74-6789

電子メール shofuku@city.anjo.lg.jp